



あなたの認定区分は？利用できる施設は？

各家庭の状況により、利用内容が選べます（図1）。

保育所または認定こども園を利用する場合は、下記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

- 幼稚園・・・小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設
- 保育所・・・家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行う施設
- 認定こども園・・・保育所と幼稚園の機能や特性を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設

保育を必要とする事由

- ・就労（保護者が居宅内外の仕事に月60時間以上従事している場合）
- ・妊娠・出産
- ・保護者の疾病や障害
- ・同居の親族等の介護や看護
- ・災害復旧
- ・就学（職業訓練校での訓練などを含む）
- ・求職活動

（図1）

